

弘前市メタボリックシンドローム予防・改善事業業務 公募型プロポーザル | 実施要領等の一部変更について（新旧対照表）

□ 実施要領 3 頁

旧	新
4 質問の受付及び回答 (中略) (記載なし)	4 質問の受付及び回答 (中略) 4の2 実施要領及び成果水準書の一部変更に係る質問の受付及び回答 (1) 提出期限：令和7年6月27日（金）正午まで (2) 提出方法：4(2)の提出方法と同じ (3) 回答予定日：令和7年6月30日（月） (4) 回答方法：4(4)の回答方法と同じ

□ 実施要領 7 頁

旧	新
<p>9 日程</p> <p>公示 令和7年6月13日（金）</p> <p>質問受付締切 令和7年6月20日（金）午後4時まで</p> <p>質問回答（予定） 令和7年6月25日（水）</p> <p>参加意思表明書受付締切 令和7年7月3日（木）午後4時まで</p> <p>参加資格結果通知（予定） 令和7年7月4日（金）</p> <p>企画提案書等受付締切 令和7年7月14日（月）午後4時まで</p> <p>プレゼンテーション審査 令和7年7月29日（火）</p> <p>結果通知（予定） 令和7年7月31日（木）付けの書面</p> <p>契約締結・業務開始（予定） 令和7年10月上旬</p>	<p>9 日程</p> <p>公示 令和7年6月13日（金）</p> <p>質問受付締切 令和7年6月20日（金）午後4時まで</p> <p>質問回答（予定） 令和7年6月25日（水）</p> <p>一部変更に係る質問の受付締切 令和7年6月27日（金）正午まで</p> <p>一部変更に係る質問の回答（予定） 令和7年6月30日（月）</p> <p>参加意思表明書受付締切 令和7年7月3日（木）午後4時まで</p> <p>参加資格結果通知（予定） 令和7年7月4日（金）</p> <p>企画提案書等受付締切 令和7年7月14日（月）午後4時まで</p> <p>プレゼンテーション審査 令和7年7月29日（火）</p> <p>結果通知（予定） 令和7年7月31日（木）付けの書面</p> <p>契約締結・業務開始（予定） 令和7年10月上旬</p>

□ 実施要領 別紙「成果水準書」4頁

旧	新
<p>(3) サービス向上・周知啓発業務</p> <p>ア サービスの向上</p> <p>○ 内容 (中略)</p> <p>※ 例 QOL 健診の受診結果の履歴を閲覧可能とすること、健康プロ グラムと関連するアプリを紹介することなど。</p> <p>※ kencom については、本業務契約期間中、市民の利用に供するもの とし、成果評価の対象期間外となる令和9年10月以降については、 成果連動払としない業務とするものとする。</p> <p>○ 規模 適宜</p>	<p>(3) サービス向上・周知啓発業務</p> <p>ア サービスの向上</p> <p>○ 内容 (中略)</p> <p>※ 例 QOL 健診の受診結果の履歴を閲覧可能とすること、健康プロ グラムと関連するアプリを紹介することなど。</p> <p>※ kencom については、本業務契約期間中、市民の利用に供するもの とし、令和9年10月以降の業務に係る成果評価、支払等については、 本成果水準書の各項目の定めにかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>✓ 成果指標、目標値及び測定方法 別表に定める成果指標を参考 に、市と中間支援事業者等が協議の上、契約協議において定める。</p> <p>✓ 成果評価 第三者評価実施業務の総括評価に含めて行うものと する。</p> <p>✓ 支払額 7 支払上限額、支払条件等(1)及び(2)の表に定める 金額に、既に含まれているものである。</p> <p>✓ 支払時期 令和9年度の実績に応じた支払に含めて支払うもの とする。</p> <p>○ 規模 適宜</p>

実施要領 別紙「成果水準書」4頁

旧	新
<p>(3) サービス向上・周知啓発業務</p> <p>ア サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内容 (中略) <ul style="list-style-type: none"> ※ 例 QOL 健診の受診結果の履歴を閲覧可能とすること、健康プロ グラムと関連するアプリを紹介することなど。 ※ kencom については、本業務契約期間中、市民の利用に供するもの とし、成果評価の対象期間外となる令和9年10月以降については、 成果連動払としない業務とするものとする。 ○ 規模 適宜 	<p>(3) サービス向上・周知啓発業務</p> <p>ア サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内容 (中略) <ul style="list-style-type: none"> ※ 例 QOL 健診の受診結果の履歴を閲覧可能とすること、健康プロ グラムと関連するアプリを紹介することなど。 ※ kencom については、本業務契約期間中、市民の利用に供するもの とし、令和9年10月以降の業務に係る成果評価、支払等については、 本成果水準書の各項目の定めにかかわらず、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 成果指標、目標値及び測定方法 別表に定める成果指標を参考 に、市と中間支援事業者等が協議の上、契約協議において定める。 ✓ 成果評価 第三者評価実施業務の総括評価に含めて行うものと する。 ✓ 支払額 7 支払上限額、支払条件等(1)及び(2)の表に定める 金額に、既に含まれているものである。 ✓ 支払時期 令和9年度の実績に応じた支払に含めて支払うもの とする。 ○ 規模 適宜

□ 実施要領 6 頁

旧	新
<p>7 審査方法 (中略)</p> <p>(2) プレゼンテーション及びヒアリング審査における注意事項 (中略)</p> <p>③ 各参加者の持ち時間は、準備を 5 分以内、プレゼンテーションを 20 分以内、ヒアリングを 10 分以内とする。</p>	<p>7 審査方法 (中略)</p> <p>(2) プレゼンテーション及びヒアリング審査における注意事項 (中略)</p> <p>③ 各参加者の持ち時間は、準備を 5 分以内、プレゼンテーションを 20 分以内、ヒアリングを 30 分以内とする。</p>